

令和7年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」

ー申請の手引きー

<目次>

I. 申請から支払いまでの流れ

II. 事業概要、留意事項等

～ I. 申請から支払いまでの流れ～

①申請（システム入力）

「交付要綱」及び本「手引き」を十分参照の上、令和7年12月5日（金）17:00 まで（ただし予算がなくなり次第、受付終了）に、システム上で利用者登録・申請をするとともに、必要書類をアップロードしてください。

※システム登録が難しい場合は郵送でも可

② 審査

申請書類をもとに、申請内容を審査します。

③ 交付決定

審査の結果、交付が妥当と認められる場合、交付決定通知書により交付決定額（上限額）を通知します。※申請書類が揃ってから2～3週間程度を目安に通知します。

④ 事業実施

交付決定日以降に、契約・事業着手してください。

⑤ 実績報告

事業及び支払いを全て完了した上で、令和8年1月28（水）までにシステム上で実績報告を登録してください。

※システム登録が難しい場合は郵送でも可

⑥ 額の確定

実績報告の内容を確認した結果、交付が妥当と認められる場合、額の確定通知書により交付確定額を通知します。※報告書類が揃ってから2～3週間程度を目安に通知します。

⑦ 補助金の支払い

請求書に記載された指定口座に補助金を振り込みます。※通知後1～2週間程度を目安に振り込みます。

～Ⅱ. 事業概要・留意事項等～

1 事業の目的

この補助金は、県民や県内事業者の再エネ・省エネ設備の導入等に要する経費を補助することにより、2050年の脱炭素社会の実現に資することを目的としています。

2 申請受付期間

令和7年6月20日（金）～令和7年12月5日（金）17:00

※ 随時受付（予算がなくなり次第、受付終了）

※ 令和8年1月28日（水）までに施工・支払いを完了する必要があります。

3 申請方法

補助金申請システムから申請いただく予定です。（現在、システム準備中）

※令和7年6月20日（金曜日）（受付開始日）に申請システムをご案内する予定です。

4 補助対象者

個人：宮崎県内の市町村に住民票をもち、現に居住している者

事業者：宮崎県内に事業所を置く法人等又は個人事業主

※詳細は交付要綱第2条に記載

5 補助対象経費

交付要綱別表（第3条関係）に記載の経費

6 補助対象とならない経費

上記5に掲げる経費以外は、原則として補助対象外となります。また、上記5に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

- (1) 補助事業の目的に合致しないもの
- (2) 必要な書類が整備されていないもの
- (3) 交付決定日以前に発注・契約、購入、支払い（前払い等含）等が実施済みのもの
- (4) 自社内部の取引に係るもの
- (5) 転売や有償レンタル等の営利を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- (6) オークションによる購入（インターネットオークション含）
- (7) 駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (8) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- (9) 名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例：筆記具類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、各種ファイル、封筒、CD、DVD、USBメモリ、SDカード、電池、段ボール、梱包材等）
- (10) 不動産の購入・取得費、修理費
- (11) 金融機関の振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インター

(令和7年6月4日)

ネットショッピング決済手数料等

- (12) 公租公課
- (13) 各種保証・保険料
- (14) 借入金等の支払い利息及び遅延損害金
- (15) 商品券・金券の購入、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券含）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず手形・小切手による支払い、相殺による決済
- (16) 各種キャンセルに係る取引手数料
- (17) 補助金申請書類、実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- (18) パソコン、タブレット端末及び周辺機器、スマートフォン、自動車、自転車、エアコン、カメラ、一般事務用ソフトウェアなど、汎用性を有し、目的外使用可能な物品購入等に係る経費
- (19) 中古品の購入費
- (20) 上記のほか、社会通念上、公的資金の用途として不適切と認められる経費

7 主な注意事項

- (1) 受付期間を過ぎての申請は受理できません。
- (2) 補助金交付決定前に事業の契約・着手した場合は、補助対象になりません。
- (3) いかなる場合においても、令和8年1月28日までに事業完了・実績報告が出来ない場合は補助金を交付できません。
- (4) 同一の事業内容で県や国、市町村等の補助金、助成金を受ける可能性がある場合は、両方の事業担当窓口事前に相談してください。
- (5) 同一申請者による、本事業の2回目以降の申請は受理できません。（1回の申請で複数施設の工事を申請いただくことは可能です。）

※その他、「よくある質問」に記載している事項も十分に御確認ください。

8 問合せ先

令和7年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」事務局

電話：050-3662-5818（平日9:30～17:00）

E-mail：hinata_zerocarbon@nta.co.jp